

第83号議案

令和5年3月23日
任用給与課

東京都規則の一部改正等について（給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都規則等の一部改正については、申請（別添１）のとおり承認し、下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正については、申請及び協議（別添２）のとおり、承認及び同意する。

記

Ⅰ 東京都規則等の一部改正（別添１）

- 1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正（別添２）

- 1 勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（知事外３任命権者）
- 2 昇給に関する基準について（知事外８任命権者）【申請・協議】
- 3 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外８任命権者）

I 東京都規則等の一部改正

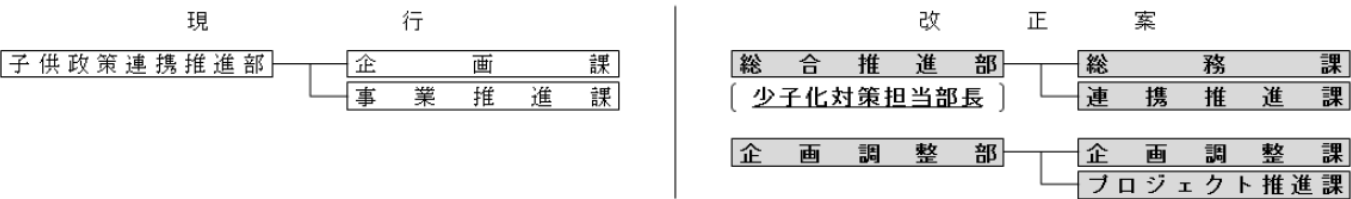
1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

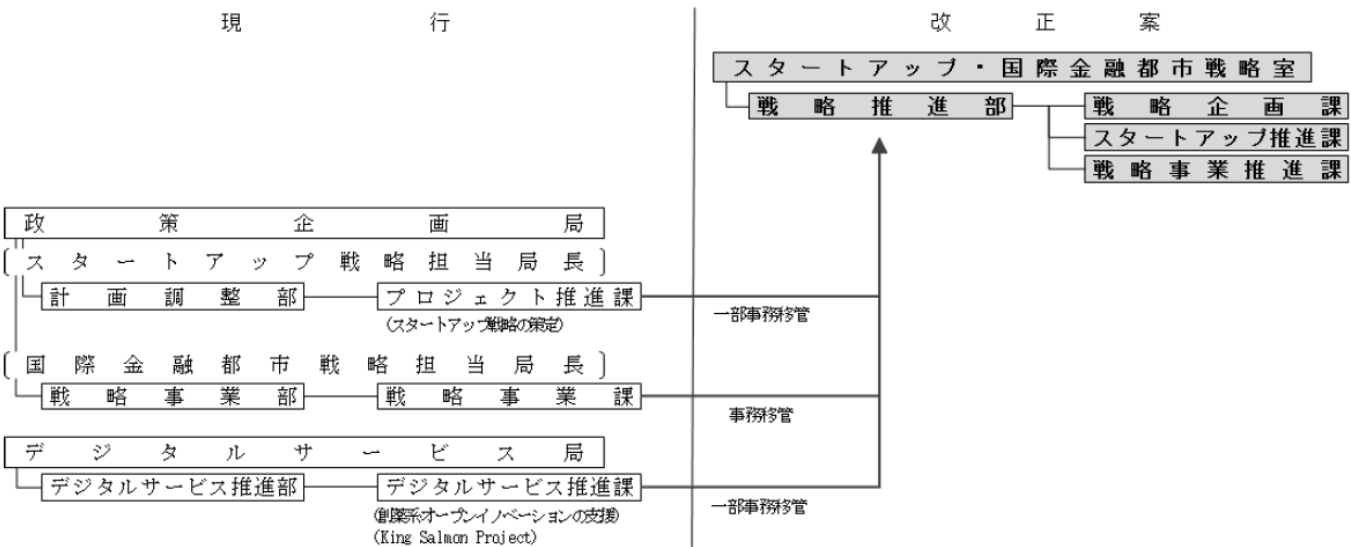
項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 第 1	【組織改正等に伴う改正】 ○ 子供政策連携室の組織改正に伴い、区分6を適用する職から「子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長」を削除 ○ スタートアップ・国際金融都市戦略室の新設に伴い、区分6を適用する職に「スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課長」を追加 ○ 福祉保健局の組織再編に伴い、各区分の規定を整備 ○ 収用委員会事務局及び労働委員会事務局について、区分5を適用する職として担当部長を追加
施 行 期 日 等 附則第1項 第2項	令和5年4月1日 ○ 収用委員会事務局及び労働委員会事務局の改正規定は公布の日（平成25年4月1日遡及適用） ○ 福祉保健局の改正規定は令和5年7月1日

<参考>

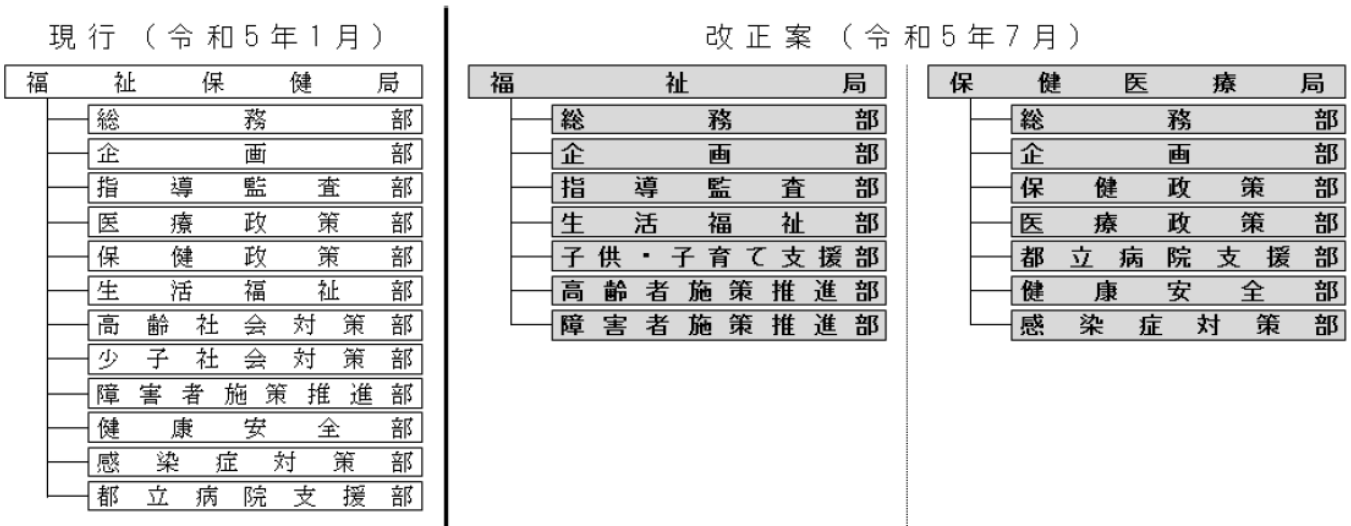
○ 子供政策連携室関係（令和5年4月改正）



○ スタートアップ・国際金融都市戦略室の設置（令和5年4月改正）



○ 福祉局、保健医療局の設置（令和5年7月改正）



2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 手当番号 1 (捜査等業務手当)	【組織改正に伴う支給範囲の追加】 「警視庁交通機動隊」を捜査等業務手当の支給範囲に追加 (警察署が担う初動捜査の一部を警視庁交通機動隊に位置づけ)
施 行 期 日 附則第 1 項	令和 5 年 4 月 1 日
経 過 措 置 附則第 2 項	二暦日にわたる勤務で、施行日前から始まる勤務 →従前の例による

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正

1 勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について

(知事・教育委員会・警視庁・東京消防庁)

定年前再任用短時間勤務制の新設等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
対象となる特殊勤務手当 1 (5)	【税務事務特別手当の見直しに伴う改正】 (知事のみ) 税務事務特別手当のうち対象となる業務を「軽油引取税に係る調査、犯則事件に関する業務、滞納整理に従事する場合」に限定
勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 2	【定年前再任用短時間勤務制導入等に伴う改正】 「再任用短時間勤務職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員」
適 用 年 月 日 3	令和 5 年 4 月 1 日

2 昇給に関する基準について【申請・協議】

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁)

昇給制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
昇 給 の 決 定 第 4 1 (2)	【下位区分の昇給の見直し】 管理職層の勤務の成績に基づく昇給決定について、下位区分の適用を見直し 総合評定「D」かつ前年度・前々年度の総合評定が「D」又は「E」 1 号昇給 → 昇給なし
適 用 年 月 日 附則	令和 5 年 4 月 1 日

3 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

令和4年の人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
局長級職員の成績率の内容 第3	【支給割合の改正に伴う規定整備】 令和5年6月期以降に支給する勤勉手当 (局長級) ・ 勤勉月数 1.15月 (現行) → 1.10月 (改正後) (現 行) <table> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> <tr> <td>上位</td><td><u>1.10 超～1.3199 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>1.023～1.10 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>0.968 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>1.10 月</u></td></tr> </table> <table> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> <tr> <td>上位</td><td>1.15 超～1.3799 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>1.0695～1.15 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>1.012 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、1.15 月</td></tr> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.10 超～1.3199 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>1.023～1.10 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.968 月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.10 月</u>		段階	成績率	上位	1.15 超～1.3799 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	1.0695～1.15 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	1.012 月	総務局長が別に定めるものの成績率は、1.15 月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.10 超～1.3199 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>1.023～1.10 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.968 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.10 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.15 超～1.3799 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	1.0695～1.15 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	1.012 月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、1.15 月																					
定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容 第4	(定年前再任用・暫定再任用局長級) ・ 勤勉月数 0.60月 (現行) → 0.575月 (改正後) (現 行) <table> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> <tr> <td>上位</td><td><u>0.575 超～0.6899 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>0.53475～0.575 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>0.506 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>0.575 月</u></td></tr> </table> <table> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> <tr> <td>上位</td><td>0.60 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>0.5580～0.60 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>0.528 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、0.60 月</td></tr> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.575 超～0.6899 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.53475～0.575 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.506 月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.575 月</u>		段階	成績率	上位	0.60 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.5580～0.60 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.528 月	総務局長が別に定めるものの成績率は、0.60 月	
段階	成績率																				
上位	<u>0.575 超～0.6899 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.53475～0.575 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.506 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.575 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.60 超～0.7199 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.5580～0.60 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.528 月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、0.60 月																					

規 定 整 備 第 2、第 4、第 6、 第 7	【定年前再任用短時間勤務制導入等に伴う改正】 「再任用局長級職員」 →「定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員」
附 則	令和 5 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

4 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

令和 4 年の人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																																		
行（一） 5 級等職員 の成績率の内容 第 4	【支給割合の改正に伴う規定整備】 令和 5 年 6 月期以降に支給する勤勉手当 （部長級） ・ 勤勉月数 1.425 月（現行） → 1.375 月 <table><tr><th colspan="3"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.05 月）</td><td rowspan="2">支給の都度定める （上限：2.05 月）</td></tr><tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr><tr><td>中位</td><td>3</td><td>50%</td><td><u>1.27875 月</u></td><td>1.32525 月</td></tr><tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td><u>1.21000 月</u></td><td>1.25400 月</td></tr><tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0 月</td><td>0 月</td></tr></table>				改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.05 月）	支給の都度定める （上限：2.05 月）	上位	4	20%	中位	3	50%	<u>1.27875 月</u>	1.32525 月	下位	2	20%	<u>1.21000 月</u>	1.25400 月	最下位	1	0 月	0 月		
			改正後	現 行																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.05 月）	支給の都度定める （上限：2.05 月）																															
上位	4	20%																																	
中位	3	50%	<u>1.27875 月</u>	1.32525 月																															
下位	2	20%	<u>1.21000 月</u>	1.25400 月																															
最下位	1		0 月	0 月																															
行（一） 4 級等職員 の成績率の内容 第 5	（課長級） ・ 勤勉月数 1.325 月（現行） → 1.275 月 <table><tr><th colspan="3"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="3">支給の都度定める （上限：2.15 月）</td><td rowspan="3">支給の都度定める （上限：2.20 月）</td></tr><tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr><tr><td>中位（A）</td><td rowspan="2">3</td><td>10%</td></tr><tr><td>中位（B）</td><td>40%</td><td><u>1.19850 月</u></td><td>1.24550 月</td></tr><tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td><u>1.13475 月</u></td><td>1.17925 月</td></tr><tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0 月</td><td>0 月</td></tr></table>				改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.15 月）	支給の都度定める （上限：2.20 月）	上位	4	20%	中位（A）	3	10%	中位（B）	40%	<u>1.19850 月</u>	1.24550 月	下位	2	20%	<u>1.13475 月</u>	1.17925 月	最下位	1	0 月	0 月
			改正後	現 行																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：2.15 月）	支給の都度定める （上限：2.20 月）																															
上位	4	20%																																	
中位（A）	3	10%																																	
中位（B）		40%	<u>1.19850 月</u>	1.24550 月																															
下位	2	20%	<u>1.13475 月</u>	1.17925 月																															
最下位	1		0 月	0 月																															

行政系課長代理等
職員の成績率の内容

第 6

(課長代理級)

・ 勤勉月数 1.125月（現行） → 1.075月

		改正後	現 行
段階	配分	成績率	成績率
最上位	10%	支給の都度定める （上限：1.60 月）	支給の都度定める （上限：1.65 月）
上位	30%		
中位	60%	<u>1.02125 月</u>	1.06875 月
下位		<u>0.95675 月</u>	1.00125 月
対象外		<u>1.07500 月</u>	1.12500 月

行政系主任級以下
及び技能系等職員
の成績率の内容

第 7

(主任級以下及び技能系)

・ 勤勉月数 1.125月（現行） → 1.075月

		改正後	現 行
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める （上限：1.50 月）	支給の都度定める （上限：1.55 月）
中位	60%	<u>1.0320 月</u>	1.0800 月
下位		<u>0.9675 月</u>	1.0125 月
対象外		<u>1.0750 月</u>	1.1250 月

定年前再任用管理
職員及び暫定再任
用管理職員の成績
率の内容

第 8

(定年前再任用・暫定再任用管理職員)

・ 勤勉月数 0.65月（現行） → 0.625月

		改正後	現 行
段階	配分	成績率	成績率
上位	30%	支給の都度定める （上限：0.90 月）	支給の都度定める （上限：1.00 月）
中位	70%	<u>0.58750 月</u>	0.61100 月
下位		<u>0.55625 月</u>	0.57850 月

定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容 第 9	(定年前再任用・暫定再任用課長代理級) ・ 勤勉月数 0.55 月（現行） → 0.525 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める （上限：0.65 月）</td><td>支給の都度定める （上限：0.65 月）</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.49875 月</u></td><td>0.52250 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.46725 月</u></td><td>0.48950 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.52500 月</u></td><td>0.55000 月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める （上限：0.65 月）	支給の都度定める （上限：0.65 月）	中位	60%	<u>0.49875 月</u>	0.52250 月	下位	<u>0.46725 月</u>	0.48950 月	対象外		<u>0.52500 月</u>	0.55000 月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める （上限：0.65 月）	支給の都度定める （上限：0.65 月）																					
中位	60%	<u>0.49875 月</u>	0.52250 月																					
下位		<u>0.46725 月</u>	0.48950 月																					
対象外		<u>0.52500 月</u>	0.55000 月																					
定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容 第 10	(定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 0.55 月（現行） → 0.525 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める （上限：0.60 月）</td><td>支給の都度定める （上限：0.65 月）</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.5040 月</u></td><td>0.5280 月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.4725 月</u></td><td>0.4950 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.5250 月</u></td><td>0.5500 月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める （上限：0.60 月）	支給の都度定める （上限：0.65 月）	中位	60%	<u>0.5040 月</u>	0.5280 月	下位	<u>0.4725 月</u>	0.4950 月	対象外		<u>0.5250 月</u>	0.5500 月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める （上限：0.60 月）	支給の都度定める （上限：0.65 月）																					
中位	60%	<u>0.5040 月</u>	0.5280 月																					
下位		<u>0.4725 月</u>	0.4950 月																					
対象外		<u>0.5250 月</u>	0.5500 月																					
業績評価による評価がなされない者等の取扱い 第 19	【臨時的任用の実施に伴う改正】（知事除く。） 臨時的任用職員を成績率の対象外とする旨の規定を追加																							
規 定 整 備 第 3、第 8、第 9、 第 10、第 15、 第 16、第 17、 第 18、第 19、 第 20	【定年前再任用短時間勤務制導入等に伴う改正】 ○ 「再任用職員」 → 「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」 ○ 「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」 → 「第 22 条の 4 第 1 項」 ○ 文言整備																							
適 用 年 月 日 附則 1	令和 5 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。																							
経 過 措 置 附則 2	改正前の再任用職員について、暫定再任用職員とみなして要綱の規定を適用する。																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う(臨時的任用に係る改正を除く。)

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

東京都規則及び訓令の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正等に伴い、下記のとおり改正を行う必要があるため、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第44号）第29条及び職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第9条の2第3項において準用する同条例第9条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則及び訓令

- （1）警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年東京都規則第52号）
- （2）給料の特別調整額に関する規程（昭和32年東京都訓令甲第10号）

2 改正理由

組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 総 人 制 第 2336 号
令 和 5 年 3 月 17 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項、職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）第12条第1項第4号及び改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する事項

- (1) 昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）【別紙1】
- (2) 勤務1時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（平成6年9月21日付6人委任第102号承認）【別紙2】
- (3) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙3】

2 適用年月日等

- (1) 1(1)及び(2)については、令和5年4月1日
- (2) 1(3)については、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。

4 教人勤第 4 1 1 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」
の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都教育委員会規則第 28 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 改正内容
別紙のとおり
- 2 適用年月日
令和 5 年 4 月 1 日

監. 警. 給. 諸 第 1 5 4 1 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

警 視 総 監
小 島 裕 史
(公 印 省 略)

勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当についての一部改正について (申請)

みだしのことにつきましては、次のとおり改正したいので、職員の給与に関する条例施行規則 (昭和 3 7 年東京都規則第 1 7 2 号) 第 1 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき承認の申請をいたします。

記

1 改正の理由

地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) の一部が改正されることに伴い、「勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」を改める必要があるため。

2 改正の内容

別添のとおり

3 適用年月日

令和 5 年 4 月 1 日

別 添

勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について

1 対象となる特殊勤務手当

- (1) 捜査等業務手当 (1)
- (2) 交通整理取締手当
- (3) 看守手当
- (4) 警ら手当
- (5) 航空作業手当 (1)
- (6) 放射線取扱手当
- (7) 検査手当
- (8) 小笠原業務手当

2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法

勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 21 を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 12 を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 12 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。

3 適用年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 その他

対象となる職員の範囲等の詳細については、警務部長が定める。

4 人 職 第 1 3 6 6 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京消防庁
消 防 総 監 清 水 洋 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項、職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）第12条第1項第4号及び改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正事項

- (1) 昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）
- (2) 勤務1時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（平成6年9月21日付6人委任第102号承認）
- (3) 東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

2 改正内容

別紙1から3までのとおり

3 適用年月日

- (1) 1(1)及び(2)については、令和5年4月1日から適用する。
- (2) 1(3)については、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。

4 教人勤第 4 1 2 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「昇給に関する基準」の一部改正について（申請・協議）

このことについて、下記のとおり改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 34 年東京都教育委員会規則第 3 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき協議します。

記

- 1 改正内容
別紙のとおり
- 2 適用年月日
令和 5 年 4 月 1 日

4 議 総 第 1 0 9 2 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 昇給に関する基準について (平成18年3月17日付17人委任第155号承認)

4 監 総 第 1 0 6 7 号
令 和 5 年 3 月 17 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員 茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 昇給に関する基準について (平成18年3月17日付17人委任第155号承認)

4 選 総 第 1 2 5 3 号
令 和 5 年 3 月 17 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）

4人委総第1020号
令和5年3月17日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 昇給に関する基準について (平成18年3月17日付17人委任第155号承認)

4 東京漁調第 1 4 7 号
令和 5 年 3 月 17 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 5 年 3 月 17 日付 4 総人制第 2336 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

監．警．給．審第1610号
令和5年3月17日

東京都人事委員会 殿

警視総監
小島 裕史
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項及び改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する事項

- (1) 昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）

【別紙1】

- (2) 勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】

2 適用年月日

- (1) 1(1)については、令和5年4月1日から適用する。
(2) 1(2)については、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。

4 総 人 人 第 3 1 7 4 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 5 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

4 教 人 勤 第 4 0 4 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙 1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙 2】

2 適用年月日

令和 5 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

4 議総第 1 0 9 3 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 5 年 3 月 17 日付 4 総人制第 2336 号及び令和 4 年 3 月 14 日付 3 総人制第 1424 号（局長の定義に係る改正を除く。）による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

4 監 総 第 1 0 6 8 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 5 年 3 月 17 日付 4 総人制第 2336 号及び令和 4 年 3 月 14 日付 3 総人制第 1424 号（局長の定義に係る改正を除く。）による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

4選総第1254号
令和5年3月17日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長
澤 野 正 明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号及び令和4年3月14日付3総人制第1424号（局長の定義に係る改正を除く。）による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

4人委総第1019号
令和5年3月17日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和5年3月17日付4総人制第2336号及び令和4年3月14日付3総人制第1424号（局長の定義に係る改正を除く。）による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

4 東京漁調第 1 4 7 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 5 年 3 月 17 日付 4 総人制第 2336 号及び令和 4 年 3 月 14 日付 3 総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認）

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

I 東京都規則等の一部改正

- 1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（2頁）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）

●東京都訓令第 号

庁 中 一 般

支 庁

事 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十三年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

別表第一本庁の項中「子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長」を「スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課長」に、「福祉保健局医療政策部看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長」に改める。

別表第一 本庁行政機関及び地方行政機関の項中

「監察医務院の院長及び副院長

総合精神保健福祉センター及び健

を

「総合精神保健福祉センターの所長
監察医務院の院長及び副院長

に、

康安全研究センターの所長

」

健康安全研究センターの所長

」

「参事研究員

部長監察医

保健所の所長

心身障害者福祉センターの次長

北療育医療センター及び府中療育

センターの部長

総合精神保健福祉センターの副所

長

」

保健所の所長

」

「医長、監察医長、地域援助医長及び

医療審査医長

を

「医長、医療審査医長及び地域援助医

保健所の保健対策課長、歯科保健担

監察医長

に、

当課長及び出張所副所長

児童相談センターの治療指導課長

北療育医療センター城南分園及び

城北分園の園長

総合精神保健福祉センターの科長

及び課長

精神保健福祉センターの所長

」

児童相談センターの治療指導課長

北療育医療センター城南分園及び

城北分園の園長

総合精神保健福祉センターの科長

及び課長

精神保健福祉センターの所長

保健所の保健対策課長、歯科保健担

当課長及び出張所副所長

」

「保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長」を「児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長、保健所の保健対策課長」に、

「監察医務院、北療育医療センター及び

府中療育センターの科長

府中療育センターの地域療育支援

担当科長

「北療育医療センター及び府中療育

センターの科長

北療育医療センター城南分園及び

城北分園の次長

に

監察医務院及び総合精神保健福祉
センターの事務長
看護専門学校の副校長
北療育医療センター城南分園及び
城北分園の次長
北療育医療センター及び府中療育
センターの事務次長

北療育医療センター及び府中療育
センターの事務次長
府中療育センターの地域療育支援
担当科長
総合精神保健福祉センターの事務
長
監察医務院の科長
監察医務院の事務長
看護専門学校の副校長

改め、同表東京都収用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項中

総務課長

区分六

を

条例別表第一イ行政職給料表(一)の
職務の級が五級であつて、条例別表

区分五(知事が別に定め

に改める。

第六の二の部の五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	るものについては区分十一
総務課長	区分六

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一東京都収用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項の改正規定 公布の日

二 別表第一本庁の項の改正規定（「福祉保健局医療政策部看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長」を「保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長」に改める部分に限る。）及び同表本庁行政機関及び地方行政機関の項の改正規定 令和五年七月一日

2 前項第一号に掲げる改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程別表第一東京都収用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部 (1) の項イ中「サイバー犯罪対策課」の下に「、警視庁交通機動隊」を加える。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

承認事項等案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 勤務1時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（知事外3任命権者）（2頁）
- 2 昇給に関する基準について（知事外8任命権者）【申請・協議】（6頁）
- 3 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（11頁）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（14頁）

「勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」（平成 6 年 9 月 21 日 6 人委任第 102 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について 1 対象となる特殊勤務手当 (1)から(4)まで (現行のとおり) (5) 税務事務特別手当 <u>(軽油引取税に係る調査、犯則事件に関する業務又は滞納整理に従事する場合に限る。)</u> (6)から(10)まで (現行のとおり) 2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難しいものについては総務局長が別に定める額とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 3 適用年月日 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u> 4 (現行のとおり)	勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について 1 対象となる特殊勤務手当 (1)から(4)まで (略) (5) 税務事務特別手当 (6)から(10)まで (略) 2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難しいものについては総務局長が別に定める額とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 3 適用年月日 <u>令和 4 年 7 月 1 日</u> 4 (略)

「勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」（平成 6 年 9 月 2 1 日付 6 人委任第 1 0 2 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
1 (現行のとおり)	1 (略)
2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難しいものについては教育長が別に定める額とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については当該額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 4 5 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項若しくは第 3 項又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を勤務時間条例第 3 条第 1 項又は職員の勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年東京都教育委員会規則第 2 8 号）第 1 2 条第 2 項又は職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 7 2 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。	2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難しいものについては教育長が別に定める額とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等については当該額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 4 5 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項若しくは第 3 項又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を勤務時間条例第 3 条第 1 項又は職員の勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年東京都教育委員会規則第 2 8 号）第 1 2 条第 2 項又は職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 7 2 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。
3 適用年月日 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u>	3 適用年月日 <u>平成 2 1 年 4 月 1 日</u>
4 (現行のとおり)	4 (略)

勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について

改 正 案	現 行
1 対象となる特殊勤務手当 (現行のとおり) 2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（定年再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 3 適用年月日 令和 5 年 4 月 1 日 4 その他 (現行のとおり)	1 対象となる特殊勤務手当 (略) 2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 勤務 1 時間当たりの手当額は、手当の日額に 2 1 を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに 1 2 を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 1 2 条第 2 項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 3 適用年月日 平成 2 0 年 4 月 1 日 ただし、育児短時間勤務職員等の勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法に関する規定については、平成 2 0 年 7 月 1 日 4 その他 (略)

別紙

「勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」（平成６年９月２１日付６人委任第１０２号承認）について下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
１ （現行のとおり） ２ 勤務１時間当たりの手当額の算出方法 勤務１時間当たりの手当額は、手当の日額に２１を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難いものについては人事部長が別に定める額とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第２条第２項又は第３項に規定する当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに１２を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和３７年東京都規則第１７２号）第１２条第２項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 ３ 適用年月日 <u>令和５年４月１日</u> ４ （現行のとおり）	１ （略） ２ 勤務１時間当たりの手当額の算出方法 勤務１時間当たりの手当額は、手当の日額に２１を乗じて得た額（手当額が回数で定められている等の理由によりこの算出方法により難いものについては人事部長が別に定める額とし、<u>再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>については当該額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第２条第２項又は第３項に規定する当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）を月額として、これに１２を乗じて得た額を職員の給与に関する条例施行規則（昭和３７年東京都規則第１７２号）第１２条第２項に規定する当該職員の年間の勤務時間で除して得た額とする。 ３ 適用年月日 <u>平成２２年４月１日</u> ４ （略）

「昇給に関する基準について」（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案								現 行																																																																												
昇給に関する基準								昇給に関する基準																																																																												
第 1 から第 3 まで （現行のとおり）								第 1 から第 3 まで （略）																																																																												
第 4 昇給の決定								第 4 昇給の決定																																																																												
1 （現行のとおり）								1 （略）																																																																												
(1) （現行のとおり）								(1) （略）																																																																												
(2) （現行のとおり）								(2) （略）																																																																												
<table><tr><th rowspan="4">業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)</th><th rowspan="4">5 (10%以内)</th><th rowspan="4">4 (30%以内－「5」)</th><th rowspan="4">3 (80%以内－「5・4」)</th><th colspan="4">2</th><th rowspan="4">1又はE</th></tr><tr><th rowspan="3">C以上</th><th>D</th><th>D</th><th>D</th></tr><tr><td rowspan="2">前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外</td><td>前年度の業績・能力総合評価がD又はE</td><td>前年度の業績・能力総合評価がD又はE</td><td>前年度の業績・能力総合評価がD又はE</td></tr><tr><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外</td><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE</td><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE</td></tr><tr><td>勤務の成績の区分</td><td>最上位</td><td>上位</td><td>中位</td><td>下位Ⅰ</td><td>下位Ⅱ</td><td>下位Ⅲ</td><td>最下位</td></tr><tr><td>号 給 数</td><td>6号給</td><td>5号給</td><td>4号給</td><td>3号給</td><td>2号給</td><td>1号給</td><td>昇給なし</td></tr></table>								業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－「5」)	3 (80%以内－「5・4」)	2				1又はE	C以上	D	D	D	前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	前年度の業績・能力総合評価がD又はE	前年度の業績・能力総合評価がD又はE	前年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし	<table><tr><th rowspan="4">業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)</th><th rowspan="4">5 (10%以内)</th><th rowspan="4">4 (30%以内－「5」)</th><th rowspan="4">3 (80%以内－「5・4」)</th><th colspan="3">2</th><th rowspan="4">1又はE</th></tr><tr><th rowspan="3">C以上</th><th>D</th><th>D</th></tr><tr><td rowspan="2">前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外</td><td>前年度の業績・能力総合評価がD及びE</td><td>前年度の業績・能力総合評価がD又はE</td></tr><tr><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外</td><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE</td><td>かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE</td></tr><tr><td>勤務の成績の区分</td><td>最上位</td><td>上位</td><td>中位</td><td>下位Ⅰ</td><td>下位Ⅱ</td><td>下位Ⅲ</td><td>最下位</td></tr><tr><td>号 給 数</td><td>6号給</td><td>5号給</td><td>4号給</td><td>3号給</td><td>2号給</td><td>1号給</td><td>昇給なし</td></tr></table>								業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－「5」)	3 (80%以内－「5・4」)	2			1又はE	C以上	D	D	前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	前年度の業績・能力総合評価がD及びE	前年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし
業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－「5」)	3 (80%以内－「5・4」)	2								1又はE																																																																								
				C以上	D	D	D																																																																													
					前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	前年度の業績・能力総合評価がD又はE	前年度の業績・能力総合評価がD又はE						前年度の業績・能力総合評価がD又はE																																																																							
						かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE																																																																												
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																																													
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし																																																																													
業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－「5」)	3 (80%以内－「5・4」)	2			1又はE																																																																													
				C以上	D	D																																																																														
					前年度の業績・能力総合評価がD及びE以外	前年度の業績・能力総合評価がD及びE		前年度の業績・能力総合評価がD又はE																																																																												
						かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD及びE以外		かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE	かつ 前々年度の業績・能力総合評価がD又はE																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																																													
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし																																																																													
※ 職務記録実施要領第6－1－(4)に定めのある人事担当課長（総務課長）の業績・能力総合評価は、配分率の母数に含めない。								※ 職務記録実施要領第6－1－(4)に定めのある人事担当課長（総務課長）の業績・能力総合評価は、配分率の母数に含めない。																																																																												
(3) （現行のとおり）								(3) （略）																																																																												
2 から 6 まで （現行のとおり）								2 から 6 まで （略）																																																																												
第 5 から第12まで （現行のとおり）								第 5 から第12まで （略）																																																																												
附 則																																																																																				
改正後のこの基準は、令和5年4月1日から適用する。																																																																																				

「昇給に関する基準について」（平成18年3月23日付17人委任第166号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行																																																													
昇給に関する基準	昇給に関する基準																																																													
第 1 から第 3 まで （現行のとおり）	第 1 から第 3 まで （略）																																																													
第 4 昇給の決定	第 4 昇給の決定																																																													
1 （現行のとおり）	1 （略）																																																													
(1) （現行のとおり）	(1) （略）																																																													
(2) 管理職層の勤務の成績に基づく昇給は、「職務記録実施要領」、「教育管理職業績評定実施要領」又は「統括指導主事等職務記録実施要領」に定める配分率により決定された定期評定等における業績・能力総合評価に対応する下表に定める勤務の成績の区分に応じ、同表に定める号給数に決定する。 この場合にあつて、「職務記録実施要領」の対象となる職員のうち、管理主事（ただし、行政職給料表（一）の適用を受ける者及び教育職給料表 6 級の適用を受ける者を除く。）については、下表アのうち、業績・能力総合評価(配分率)欄中「5」、「4」、「3」、「2、C 以上」、「2、D、前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外」、「2、D、前年度の業績・能力総合評価が D 又は E かつ前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外」、「2、D、前年度の業績・能力総合評価が D 又は E かつ前々年度の業績・能力総合評価が D 又は E」及び「1 又は E」をそれぞれ「A」、「B」、「C」、「D」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 及び F 以外」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 又は F かつ前々年度の業績・能力総合評価が E 及び F 以外」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 又は F」及び「F」に読み替える。	(2) 管理職層の勤務の成績に基づく昇給は、「職務記録実施要領」、「教育管理職業績評定実施要領」又は「統括指導主事等職務記録実施要領」に定める配分率により決定された定期評定等における業績・能力総合評価に対応する下表に定める勤務の成績の区分に応じ、同表に定める号給数に決定する。 この場合にあつて、「職務記録実施要領」の対象となる職員のうち、管理主事（ただし、行政職給料表（一）の適用を受ける者及び教育職給料表 6 級の適用を受ける者を除く。）については、下表アのうち、業績・能力総合評価(配分率)欄中「5」、「4」、「3」、「2、C 以上」、「2、D、前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外」、「2、D、前年度の業績・能力総合評価が D 又は E」及び「1 又は E」をそれぞれ「A」、「B」、「C」、「D」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 及び F 以外」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 又は F」、「E、前年度の業績・能力総合評価が E 又は F」及び「F」に読み替える。																																																													
ア 「職務記録実施要領」による被評定者	ア 「職務記録実施要領」による被評定者																																																													
<table><tr><th rowspan="2">業績・能力 総合評価 (配分率)</th><th rowspan="2">5 (10%以内)</th><th rowspan="2">4 (30%以内－ 「5」)</th><th rowspan="2">3 (80%以内－ 「5・4」)</th><th rowspan="2">C 以上</th><th colspan="3">2</th><th rowspan="2">1 又は E</th></tr><tr><th>D</th><th>D</th><th>D</th></tr><tr><td rowspan="2">勤務の成績の区分</td><td rowspan="2">最上位</td><td rowspan="2">上位</td><td rowspan="2">中位</td><td rowspan="2">下位Ⅰ</td><td>前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外</td><td>前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外</td><td>前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 又は E</td><td rowspan="2">1 又は E</td></tr><tr><td>下位Ⅱ</td><td>下位Ⅲ</td><td>最下位</td></tr><tr><td>号 給 数</td><td>6 号給</td><td>5 号給</td><td>4 号給</td><td>3 号給</td><td>2 号給</td><td>1 号給</td><td>昇給なし</td><td></td></tr></table>	業績・能力 総合評価 (配分率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－ 「5」)	3 (80%以内－ 「5・4」)	C 以上	2			1 又は E	D	D	D	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 又は E	1 又は E	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	号 給 数	6 号給	5 号給	4 号給	3 号給	2 号給	1 号給	昇給なし		<table><tr><th rowspan="2">業績・能力 総合評価 (配分率)</th><th rowspan="2">5 (10%以内)</th><th rowspan="2">4 (30%以内－ 「5」)</th><th rowspan="2">3 (80%以内－ 「5・4」)</th><th rowspan="2">C 以上</th><th colspan="2">2</th><th rowspan="2">1 又は E</th></tr><tr><th>D</th><th>D</th></tr><tr><td rowspan="2">勤務の成績の区分</td><td rowspan="2">最上位</td><td rowspan="2">上位</td><td rowspan="2">中位</td><td rowspan="2">下位Ⅰ</td><td>前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外</td><td>前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外</td><td rowspan="2">1 又は E</td></tr><tr><td>下位Ⅱ</td><td>下位Ⅲ</td></tr><tr><td>号 給 数</td><td>6 号給</td><td>5 号給</td><td>4 号給</td><td>3 号給</td><td>2 号給</td><td>1 号給</td><td>昇給なし</td></tr></table>	業績・能力 総合評価 (配分率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－ 「5」)	3 (80%以内－ 「5・4」)	C 以上	2		1 又は E	D	D	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	1 又は E	下位Ⅱ	下位Ⅲ	号 給 数	6 号給	5 号給	4 号給	3 号給	2 号給	1 号給	昇給なし
業績・能力 総合評価 (配分率)						5 (10%以内)	4 (30%以内－ 「5」)	3 (80%以内－ 「5・4」)		C 以上	2							1 又は E																																												
	D	D	D																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 又は E	1 又は E																																																						
					下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																							
号 給 数	6 号給	5 号給	4 号給	3 号給	2 号給	1 号給	昇給なし																																																							
業績・能力 総合評価 (配分率)	5 (10%以内)	4 (30%以内－ 「5」)	3 (80%以内－ 「5・4」)	C 以上	2		1 又は E																																																							
					D	D																																																								
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	前年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	前年度の業績・能力総合評価が D 又は E 又は E かつ 前々年度の業績・能力総合評価が D 及び E 以外	1 又は E																																																							
					下位Ⅱ	下位Ⅲ																																																								
号 給 数	6 号給	5 号給	4 号給	3 号給	2 号給	1 号給	昇給なし																																																							
※ 職務記録実施要領第 6-1-(4)に定めのある人事担当課長(総務課長)の業績・能力総合評価は、配分率の母数に含めない。	※ 職務記録実施要領第 6-1-(4)に定めのある人事担当課長(総務課長)の業績・能力総合評価は、配分率の母数に含めない。																																																													
イ 「教育管理職業績評定実施要領」又は「統括指導主事等職務記録実施要領」による被評定者	イ 「教育管理職業績評定実施要領」又は「統括指導主事等職務記録実施要領」による被評定者																																																													

改 正 案

業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	A (10%以内)	B (30%以内－ 「A」)	C (80%以内－ 「A・B」)	D	E			F
					前年度の業績・能力 総合評価がE 及びF以外	前年度の業績・能力 総合評価がE又はF かつ	前年度の業績・能力 総合評価がE又はF かつ	
						前々年度の業績・ 能力総合評価が E及びF以外	前々年度の業績・ 能力総合評価が E又はF	
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし	

(3) 及び (4) (現行のとおり)

2 から 6 まで (現行のとおり)

第5から第12まで (現行のとおり)

附 則

改正後のこの基準は、令和5年4月1日から適用する。

現 行

業 績 ・ 能 力 総 合 評 価 (配 分 率)	A (10%以内)	B (30%以内－ 「A」)	C (80%以内－ 「A・B」)	D	E		F
					前年度の業績・能力 総合評価がE 及びF以外	前年度の業績・能力 総合評価がE 又はF	
					勤務の成績の区分	最上位	
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし

(3) 及び (4) (略)

2 から 6 まで (略)

第5から第12まで (略)

【別紙 1】

「昇給に関する基準」（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案

昇給に関する基準

第 1 から第 3 まで（現行のとおり）

第 4 昇給の決定

1（現行のとおり）

(1)（現行のとおり）

(2)（現行のとおり）

評 価 結 果 (分 布 率)	A (10%以内)	B (30%以内－ 「A」)	C (95%以内－ 「A・B」)	D				E
				C以上 【個評】	D以下 【個評】	D以下 【個評】	D以下 【個評】	
					前年度の個評が D及びE以外	前年度の個評が D又はE かつ 前々年度の個評が D及びE以外	前年度の個評が D又はE かつ 前々年度の個評が D又はE	
勤務の成績の区分	最上位	上 位	中 位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし	

(3)（現行のとおり）

2 から 7 まで（現行のとおり）

第 5 から第 1 2 まで（現行のとおり）

附 則

改正後のこの基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

現 行

昇給に関する基準

第 1 から第 3 まで（略）

第 4 昇給の決定

1（略）

(1)（略）

(2)（略）

評 価 結 果 (分 布 率)	A (10%以内)	B (30%以内－ 「A」)	C (95%以内－ 「A・B」)	D			E
				C以上 【個評】	D以下 【個評】	D以下 【個評】	
					前年度の個評が D及びE以外	前年度の個評が D又はE	
勤務の成績の区分	最上位	上 位	中 位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位
号 給 数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし

(3)（略）

2 から 7 まで（略）

第 5 から第 1 2 まで（略）

別紙 1

昇給に関する基準（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）新旧対照表（抄）

改 正 案								現 行																																									
昇給に関する基準								昇給に関する基準																																									
第 1 から第 3 まで （現行のとおり）								第 1 から第 3 まで （略）																																									
第 4 昇給の決定								第 4 昇給の決定																																									
1 勤務の成績に基づく昇給の決定								1 勤務の成績に基づく昇給の決定																																									
(1) （現行のとおり）								(1) （略）																																									
(2) （現行のとおり）								(2) （略）																																									
(3) （現行のとおり）								(3) （略）																																									
<table><tr><td rowspan="4">評定結果 （評定の調整率）</td><td rowspan="4">A （10%以内）</td><td rowspan="4">B （30%以内 －「A」）</td><td rowspan="4">C （80%以内 －「A・B」）</td><td colspan="3">D</td><td rowspan="4">E</td></tr><tr><td rowspan="3">C 以上 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>前年度の絶対評価 がD又はEかつ</td><td>前年度の絶対評価がD</td></tr><tr><td>前々年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE</td><td></td></tr></table>								評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D			E	C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はEかつ	前年度の絶対評価がD	前々年度の絶対評価 がD及びE以外	又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE		<table><tr><td rowspan="4">評定結果 （評定の調整率）</td><td rowspan="4">A （10%以内）</td><td rowspan="4">B （30%以内 －「A」）</td><td rowspan="4">C （80%以内 －「A・B」）</td><td colspan="2">D</td><td rowspan="4">E</td></tr><tr><td rowspan="3">C 以上 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>前年度の絶対評価 がD又はE</td><td>前年度の絶対評価 がD又はE</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>								評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D		E	C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はE	前年度の絶対評価 がD又はE			
評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D			E																																										
				C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕						D 〔絶対評価〕																																					
					前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はEかつ						前年度の絶対評価がD																																					
						前々年度の絶対評価 がD及びE以外		又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE																																									
評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D		E																																											
				C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕		D 〔絶対評価〕																																										
					前年度の絶対評価 がD及びE以外		前年度の絶対評価 がD又はE	前年度の絶対評価 がD又はE																																									
勤務の成績の区分								勤務の成績の区分																																									
号 給 数								号 給 数																																									

(4) （現行のとおり）

2 から 6 まで （現行のとおり）

第 5 から第 12 まで （現行のとおり）

附則 改正後のこの基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

昇給に関する基準								昇給に関する基準																																									
第 1 から第 3 まで （略）								第 1 から第 3 まで （略）																																									
第 4 昇給の決定								第 4 昇給の決定																																									
1 勤務の成績に基づく昇給の決定								1 勤務の成績に基づく昇給の決定																																									
(1) （略）								(1) （略）																																									
(2) （略）								(2) （略）																																									
(3) （略）								(3) （略）																																									
<table><tr><td rowspan="4">評定結果 （評定の調整率）</td><td rowspan="4">A （10%以内）</td><td rowspan="4">B （30%以内 －「A」）</td><td rowspan="4">C （80%以内 －「A・B」）</td><td colspan="3">D</td><td rowspan="4">E</td></tr><tr><td rowspan="3">C 以上 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>前年度の絶対評価 がD又はEかつ</td><td>前年度の絶対評価がD</td></tr><tr><td>前々年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE</td><td></td></tr></table>								評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D			E	C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はEかつ	前年度の絶対評価がD	前々年度の絶対評価 がD及びE以外	又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE		<table><tr><td rowspan="4">評定結果 （評定の調整率）</td><td rowspan="4">A （10%以内）</td><td rowspan="4">B （30%以内 －「A」）</td><td rowspan="4">C （80%以内 －「A・B」）</td><td colspan="2">D</td><td rowspan="4">E</td></tr><tr><td rowspan="3">C 以上 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td><td>D 〔絶対評価〕</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度の絶対評価 がD及びE以外</td><td>前年度の絶対評価 がD又はE</td><td>前年度の絶対評価 がD又はE</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>								評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D		E	C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はE	前年度の絶対評価 がD又はE			
評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D			E																																										
				C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕						D 〔絶対評価〕																																					
					前年度の絶対評価 がD及びE以外	前年度の絶対評価 がD又はEかつ						前年度の絶対評価がD																																					
						前々年度の絶対評価 がD及びE以外		又はEかつ前々年度の 絶対評価がD又はE																																									
評定結果 （評定の調整率）	A （10%以内）	B （30%以内 －「A」）	C （80%以内 －「A・B」）	D		E																																											
				C 以上 〔絶対評価〕	D 〔絶対評価〕		D 〔絶対評価〕																																										
					前年度の絶対評価 がD及びE以外		前年度の絶対評価 がD又はE	前年度の絶対評価 がD又はE																																									
勤務の成績の区分								勤務の成績の区分																																									
号 給 数								号 給 数																																									

(4) （略）

2 から 6 まで （略）

第 5 から第 12 まで （略）

別 紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
局長級職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （現行のとおり） （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。）において規則第3条の4第1項第1号に掲げる職員である者（以下「局長級職員」という。）及び同項第6号に掲げる職員である者（以下「<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>」という。）とする。 （局長級職員の成績率の内容） 第3 規則第3条の4第1項第1号に規定する成績率（以下「局長級職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 10000分の<u>11000</u>超10000分の<u>13199</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>10230</u>超10000分の<u>11000</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>9680</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11000</u>とする。 （<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率の内容） 第4 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（以下「<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。	局長級職員の成績率の運用に関する要綱 第1 （略） （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。）において規則第3条の4第1項第1号に掲げる職員である者（以下「局長級職員」という。）及び同項第6号に掲げる職員である者（以下「<u>再任用局長級職員</u>」という。）とする。 （局長級職員の成績率の内容） 第3 規則第3条の4第1項第1号に規定する<u>局長級職員の成績率</u>（以下「局長級職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （略） (1) 上 位 10000分の<u>11500</u>超10000分の<u>13799</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>10695</u>超10000分の<u>11500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>10120</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11500</u>とする。 （<u>再任用局長級職員</u>の成績率の内容） 第4 規則第3条の4第1項第6号に規定する<u>再任用局長級職員</u>の成績率（以下「<u>再任用局長級職員</u>の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 (現行のとおり) (1) 上 位 10000分の5750超10000分の6899以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の5347.5以上10000分の5750以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の5060 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の5750とする。 第5 (現行のとおり) (<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率の段階の決定) 第6 <u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率の段階は、局長級職員業績評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th><u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者</td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td>局長級職員業績評価の最終評価がBである者</td></tr> </table> 2 知事は、成績率対象者である<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>が2人又は3人の場合、前項の規定にかかわらず、局長級職員業績評価の最終評価がS又はAである者のうち1人を上位に決定することができる。 3 前二項の規定により決定された<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率の段階は、当該局長級職員業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 4 知事は、他の任命権者に属する<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>の成績率段階について、速やかに各任命権者に通知するものとする。 (局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第7 (現行のとおり) 2 <u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 局長級職員又は<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>でなかった者(他の任命権者において局長級職員又は<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用</u>	<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者	2 (略) (1) 上 位 10000分の6000超10000分の7199以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の5580以上10000分の6000以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の5280 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の6000とする。 第5 (略) (<u>再任用局長級職員</u>の成績率の段階の決定) 第6 <u>再任用局長級職員</u>の成績率の段階は、局長級職員業績評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th><u>再任用局長級職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者</td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td>局長級職員業績評価の最終評価がBである者</td></tr> </table> 2 知事は、成績率対象者である<u>再任用局長級職員</u>が2人又は3人の場合、前項の規定にかかわらず、局長級職員業績評価の最終評価がS又はAである者のうち1人を上位に決定することができる。 3 前二項の規定により決定された<u>再任用局長級職員</u>の成績率の段階は、当該局長級職員業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 4 知事は、他の任命権者に属する<u>再任用局長級職員</u>の成績率段階について、速やかに各任命権者に通知するものとする。 (局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第7 (略) 2 <u>再任用局長級職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 局長級職員又は<u>再任用局長級職員</u>でなかった者(他の任命権者において局長級職員又は<u>再任用局長級職員</u>でなかった者を含む。)で、局長級職員業績評価の評価	<u>再任用局長級職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者
<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u> の成績率の段階	基 準																
上 位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者																
中 位	上位及び下位以外の者																
下 位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者																
<u>再任用局長級職員</u> の成績率の段階	基 準																
上 位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者																
中 位	上位及び下位以外の者																
下 位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者																

<u>用局長級職員でなかった者を含む。）で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員として採用された者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者で、局長級職員業績評価による評価がなされたものを除く。）</u> 中位 (2) (現行のとおり) (3) 前号に定めるほか、他の任命権者において局長級職員又は<u>定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員</u>であった者で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に採用された者 採用前の評価により決定 (4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると知事が認める者 中位 第8から第10まで (現行のとおり) 附 則 <u>この要綱は、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	基準日の翌日以降に再任用局長級職員として採用された者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者で、局長級職員業績評価による評価がなされたものを除く。） 中位 (2) (略) (3) 前号に定めるほか、他の任命権者において局長級職員又は再任用局長級職員であった者で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に採用された者 採用前の評価により決定 (4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると知事が認める者 中位 第8から第10まで (略)
--	--

【別紙 3】

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年 3 月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
第 1 及び第 2 （現行のとおり）	第 1 及び第 2 （略）
第 3 （現行のとおり）	第 3 （略）
(1) から (4) まで （現行のとおり）	(1) から (4) まで （略）
(5) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 2 条の 4 第 1 項</u> の規定により採用された職員である者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号） <u>附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項</u> の規定により採用された職員である者をいう。	(5) <u>再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u> の規定により採用された職員である者をいう。
(6) <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員である者をいう。	(6) <u>再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員である者をいう。
(7) <u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。	(7) <u>再任用行政系課長代理等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。
(8) <u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員である者をいう。	(8) <u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員である者をいう。
(9) から (12) まで （現行のとおり）	(9) から (12) まで （略）

(行(一) 5級等職員の成績率の内容) 第4 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>12787.5</u> (4) 下位 10000分の<u>12100</u> (5) 最下位 (現行のとおり) (行(一) 4級等職員の成績率の内容) 第5 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位(A) (現行のとおり) (4) 中位(B) 10000分の<u>11985</u> (5) 下位 10000分の<u>11347.5</u> (6) 最下位 (現行のとおり) (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>10212.5</u> (4) 下位 10000分の<u>9567.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>10750</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)	(行(一) 5級等職員の成績率の内容) 第4 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>13252.5</u> (4) 下位 10000分の<u>12540</u> (5) 最下位 (略) (行(一) 4級等職員の成績率の内容) 第5 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位(A) (略) (4) 中位(B) 10000分の<u>12455</u> (5) 下位 10000分の<u>11792.5</u> (6) 最下位 (略) (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下位 10000分の<u>10012.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>11250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)
---	---

第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>10320</u> (3) 下 位 10000分の<u>9675</u> (4) 対象外 10000分の<u>10750</u> (<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率(以下単に「<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>5875</u> (3) 下 位 10000分の<u>5562.5</u> (<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率(<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>に係るもの。以下単に「<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>4987.5</u> (3) 下 位 10000分の<u>4672.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u>	第7 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>10800</u> (3) 下 位 10000分の<u>10125</u> (4) 対象外 10000分の<u>11250</u> (<u>再任用管理職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率(以下単に「<u>再任用管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>6110</u> (3) 下 位 10000分の<u>5785</u> (<u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率(<u>再任用行政系課長代理等職員</u>に係るもの。以下単に「<u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>5225</u> (3) 下 位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u>
--	--

(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

(1) 上 位 (現行のとおり)

(2) 中 位 10000分の5040

(3) 下 位 10000分の4725

(4) 対象外 10000分の5250

第11から第14まで (現行のとおり)

(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階の決定)

第15 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。

<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、局長が定める30%程度の者</u>
中 位	上位及び下位以外の者

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率」という。))の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

(1) 上 位 (略)

(2) 中 位 10000分の5280

(3) 下 位 10000分の4950

(4) 対象外 10000分の5500

第11から第14まで (略)

(再任用管理職員の成績率の段階の決定)

第15 再任用管理職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。

<u>再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>再任用管理職員のうち、局長が定める30%程度の者</u>
中 位	上位及び下位以外の者

下 位	定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、局長が下位と認める者
2 前項の規定により決定された定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定) 第16 定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。	
定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基 準
上 位	定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者
2 前項の規定により決定された定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実	

下 位	再任用管理職員のうち、局長が下位と認める者
2 前項の規定により決定された再任用管理職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階の決定) 第16 再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。	
再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階	基 準
上 位	再任用行政系課長代理等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者
2 前項の規定により決定された再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支	

施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40％程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者

2 前項の規定により決定された定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能

給する勤勉手当について適用する。

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>再任用行政系主任以下及び再任用技能系等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>再任用行政系主任以下及び再任用技能系等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、局長が定める40％程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）がなされない者

2 前項の規定により決定された再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の

系等職員」の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第18 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として職務記録による評価がなされたものを除く。) 中位 (2) (現行のとおり) (3) 前号に定めるほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者(他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ (現行のとおり) (4) 前二号に定めるほか、他の任命権者において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>であった者で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの 採用前の評価により決定 (5) (現行のとおり)	6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第18 (略) 2 (略) 3 <u>再任用管理職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>再任用職員</u>として職務記録による評価がなされたものを除く。) 中位 (2) (略) (3) 前号に定めるほか、<u>再任用職員</u>であった者(他の任命権者において<u>再任用職員</u>であった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>再任用管理職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>再任用管理職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に<u>再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ (略) (4) 前二号に定めるほか、他の任命権者において<u>再任用管理職員</u>であった者で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの 採用前の評価により決定 (5) (略)
---	--

(業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第19 (現行のとおり) 2 <u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員並びに定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) (現行のとおり) ア (現行のとおり) イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評価書による評価が最上位であり、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員として採用された者</u> 上位 ウ (現行のとおり) (2) 前号に定めるほか、業績評価の評価基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でなかった者</u> (他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でなかった者</u>を含む。) で、業績評価の評価基準日の翌日以降に<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として採用されたもの</u> ア 業績評価の評価基準日において行 (一) 5 級等職員及び行 (一) 4 級等職員であった者で、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員として採用されたもの</u> 中位 イ 業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業績評価による評価により最上位に決定された者で、<u>定年</u>	(業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第19 (略) 2 <u>再任用行政系課長代理等職員並びに再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) (略) ア (略) イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評価書による評価が最上位であり、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用された者</u> 上位 ウ (略) (2) 前号に定めるほか、業績評価の評価基準日において<u>再任用職員でなかった者</u> (他の任命権者において<u>再任用職員でなかった者</u>を含む。) で、業績評価の評価基準日の翌日以降に<u>再任用職員として採用されたもの</u> ア 業績評価の評価基準日において行 (一) 5 級等職員及び行 (一) 4 級等職員であった者で、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用されたもの</u> 中位 イ 業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業績評価による評価により最上位に決定された者で、<u>再任</u>
--	---

<u>前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 上位 ウ （現行のとおり） (3) 一号に定めるほか、業績評価の評定基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者（他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの ア 業績評価の評定基準日において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>であった者で、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>又は<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ （現行のとおり） (4) 一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 業績評価による評定により決定 (5) （現行のとおり）	<u>用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 上位 ウ （略） (3) 一号に定めるほか、業績評価の評定基準日において<u>再任用職員</u>であった者（他の任命権者において<u>再任用職員</u>であった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの ア 業績評価の評定基準日において<u>再任用管理職員</u>であった者で、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ （略） (4) 一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>再任用行政系課長代理等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>再任用行政系課長代理等職員</u>として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 業績評価による評定により決定 (5) （略）
--	--

(成績率の段階の本人告知) 第20 第1次評定者は、行政系課長代理等職員、行政系主任級以下及び技能系等職員、<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員、定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員並びに定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>の成績率の段階が最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 2 (現行のとおり) 第21及び第22 (現行のとおり) <u>附 則</u> 1 この要綱は、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。 2 令和5年度に支給する勤勉手当に限り、旧地方公務員法再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年東京都規則第133号)附則第2項に規定する採用された職員とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。	(成績率の段階の本人告知) 第20 第1次評定者は、行政系課長代理等職員、行政系主任級以下及び技能系等職員、<u>再任用管理職員、再任用行政系課長代理等職員並びに再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>の成績率の段階が最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 2 (略) 第21及び第22 (略)
--	--

成績率の運用に関する要綱（平成15年 3 月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
第 1 及び第 2 （現行のとおり）	第 1 及び第 2 （略）
第 3 （現行のとおり）	第 3 （略）
(1) から (4) まで （現行のとおり）	(1) から (4) まで （略）
(5) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員である者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員である者をいう。	(5) <u>再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員である者をいう。
(6) <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる職員である者をいう。	(6) <u>再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる職員である者をいう。
(7) <u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる職員である者をいう。	(7) <u>再任用行政系課長代理等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる職員である者をいう。
(8) <u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者、規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 6 号に掲げる職員である者をいう。	(8) <u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者、規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員及び学校規則第 3 条の 4 第 1 項第 6 号に掲げる職員である者をいう。

(9)から(11)まで (現行のとおり) (行 (一) 5 級等職員の成績率の内容) 第 4 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 7 8 7. 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 1 0 0</u> (5) 最下位 (現行のとおり) (行 (一) 4 級等職員の成績率の内容) 第 5 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位(A) (現行のとおり) (4) 中 位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 9 8 5</u> (5) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 3 4 7. 5</u> (6) 最下位 (現行のとおり) (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第 6 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 2 1 2. 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>9 5 6 7. 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 7 5 0</u>	(9)から(11)まで (略) (行 (一) 5 級等職員の成績率の内容) 第 4 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 3 2 5 2. 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 5 4 0</u> (5) 最下位 (略) (行 (一) 4 級等職員の成績率の内容) 第 5 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位(A) (略) (4) 中 位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 4 5 5</u> (5) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 9 2. 5</u> (6) 最下位 (略) (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第 6 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 6 8 7. 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 0 1 2. 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 2 5 0</u>
---	---

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>10320</u> (3) 下 位 10000分の<u>9675</u> (4) 対象外 10000分の<u>10750</u> (<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第7号及び学校規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>5875</u> (3) 下 位 10000分の<u>5562.5</u> (<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第8号及び学校規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>に係るもの。以下単に「<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>4987.5</u>	(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>10800</u> (3) 下 位 10000分の<u>10125</u> (4) 対象外 10000分の<u>11250</u> (<u>再任用管理職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第7号及び学校規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「<u>再任用管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>6110</u> (3) 下 位 10000分の<u>5785</u> (<u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第8号及び学校規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(<u>再任用行政系課長代理等職員</u>に係るもの。以下単に「<u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>5225</u>
---	---

(3) 下 位 10000分の<u>4672.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> (<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容</u>) 第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号並びに学校規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。</u>）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり） (2) 中 位 10000分の<u>5040</u> (3) 下 位 10000分の<u>4725</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> 第11から第14まで （現行のとおり） (<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階の決定</u>) 第15 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="174 1177 454 1353"><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階</th><th data-bbox="454 1177 1099 1353">基 準</th></tr> <tr> <td data-bbox="174 1353 454 1437">上 位</td><td data-bbox="454 1353 1099 1437"><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u></td></tr> </table>	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>	(3) 下 位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> (<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>の成績率の内容) 第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号並びに学校規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（<u>再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略） (2) 中 位 10000分の<u>5280</u> (3) 下 位 10000分の<u>4950</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第11から第14まで （略） (<u>再任用管理職員</u>の成績率の段階の決定) 第15 <u>再任用管理職員</u>の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1137 1177 1417 1353"><u>再任用管理職員</u>の成績率の段階</th><th data-bbox="1417 1177 2063 1353">基 準</th></tr> <tr> <td data-bbox="1137 1353 1417 1437">上 位</td><td data-bbox="1417 1353 2063 1437"><u>再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u></td></tr> </table>	<u>再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	<u>再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>
<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準								
上 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>								
<u>再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準								
上 位	<u>再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>								

中 位	上位及び下位以外の者	中 位	上位及び下位以外の者
下 位	<u>定年前提任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>	下 位	<u>再任用管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>
2 前項の規定により決定された<u>定年前提任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (<u>定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の段階の決定) 第16 <u>定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。		2 前項の規定により決定された<u>再任用管理職員</u>の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (<u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の段階の決定) 第16 <u>再任用行政系課長代理等職員</u>の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。	
<u>定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u> の成績率の段階	基 準	<u>再任用行政系課長代理等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>定年前提任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者	上 位	<u>再任用行政系課長代理等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者	中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者	下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定がなされない者（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）	対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定がなされない者（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）

2 前項の規定により決定された定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定がなされない者（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）

2 前項の規定により決定された定年前再任用行政系主任級以下、定年前

2 前項の規定により決定された再任用行政系課長代理等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階の決定)

第17 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の段階は、業績評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	<u>再任用行政系主任以下及び再任用技能系等職員</u> （対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評定及び最終評定の総合評定がいずれも最下位の者
対 象 外	育児休業を理由に業績評価による評定がなされない者（地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき他の任命権者が定める人事評価による評定を含む。）

2 前項の規定により決定された再任用行政系主任級以下及び再任用技能

<u>再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第18 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として職務記録による評価がなされたものを除く。) 中位 (2) (現行のとおり) (3) 前号に定めるほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者(他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ (現行のとおり) (4) 前二号に定めるほか、他の任命権者において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>であった者で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの 採用前の評価により決定	<u>系等職員</u>の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 (職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第18 (略) 2 (略) 3 <u>再任用管理職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>再任用職員</u>として職務記録による評価がなされたものを除く。) 中位 (2) (略) (3) 前号に定めるほか、<u>再任用職員</u>であった者(他の任命権者において<u>再任用職員</u>であった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>再任用管理職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>再任用管理職員</u>でなかった者を含む。)で、職務記録の評価基準日の翌日以降に<u>再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ (略) (4) 前二号に定めるほか、他の任命権者において<u>再任用管理職員</u>であった者で、職務記録の評価基準日の翌日以降に採用されたもの 採用前の評価により決定
---	--

(5) (現行のとおり) (業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第19 (現行のとおり) (1)から(3)まで (現行のとおり) <u>(4) 地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年東京都条例第148号)第9条の規定により臨時的に任用された者</u> 対象外 <u>(5) (現行のとおり)</u> 2 <u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員並びに定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) (現行のとおり) ア (現行のとおり) イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評価書による評価が最上位であり、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員として採用された者</u> 上位 ウ (現行のとおり) (2) 前号に定めるほか、業績評価の評価基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、業績評価の評価基準日の翌日以降に<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として採用されたもの	(5) (略) (業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第19 (略) (1)から(3)まで (略) <u>(4) (略)</u> 2 <u>再任用行政系課長代理等職員並びに再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) (略) ア (略) イ アに定めるもののうち、業績評価の評価基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の個別評価書による評価が最上位であり、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員として採用された者</u> 上位 ウ (略) (2) 前号に定めるほか、業績評価の評価基準日において<u>再任用職員</u>でなかった者(他の任命権者において<u>再任用職員</u>でなかった者を含む。)で、業績評価の評価基準日の翌日以降に<u>再任用職員</u>として採用されたもの
--	--

ア 業績評価の評定基準日において行（一）５級等職員及び行（一）４級等職員であった者で、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ 業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業績評価による評定により最上位に決定された者で、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 上位 ウ （現行のとおり） (3) 一号に定めるほか、業績評価の評定基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者（他の任命権者において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの ア 業績評価の評定基準日において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>であった者で、<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員又は定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ （現行のとおり） (4) 一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員</u>として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫</u>	ア 業績評価の評定基準日において行（一）５級等職員及び行（一）４級等職員であった者で、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ 業績評価の評定基準日において行政系課長代理等職員であって、採用前の業績評価による評定により最上位に決定された者で、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 上位 ウ （略） (3) 一号に定めるほか、業績評価の評定基準日において<u>再任用職員</u>であった者（他の任命権者において<u>再任用職員</u>であった者を含む。）で、業績評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの ア 業績評価の評定基準日において<u>再任用管理職員</u>であった者で、<u>再任用行政系課長代理等職員又は再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 中位 イ （略） (4) 一号及び三号に定めるほか、業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>再任用行政系課長代理等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>再任用行政系課長代理等職員</u>として採用されたもの及び業績評価の評定基準日に他の任命権者において<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>とし
--	---

<u>定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>であった者で、業績評価の評定基準日の翌日以降に<u>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>として採用されたもの 業績評価による評定により決定 (5) (現行のとおり) (成績率の段階の本人告知) 第20 第1次評定者は、行政系課長代理等職員、行政系主任級以下及び技能系等職員、<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員、定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員並びに定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員</u>の成績率の段階が最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 2 (現行のとおり) 第21及び第22 (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u> <u>2 令和5年度に支給する勤勉手当に限り、旧地方公務員法再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年東京都規則第133号）附則第2項に規定する採用された職員とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。</u>	て採用されたもの 業績評価による評定により決定 (5) (略) (成績率の段階の本人告知) 第20 第1次評定者は、行政系課長代理等職員、行政系主任級以下及び技能系等職員、<u>再任用管理職員、再任用行政系課長代理等職員並びに再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員</u>の成績率の段階が最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 2 (略) 第21及び第22 (略)
---	--

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱	教育職員等の成績率の運用に関する要綱
第1及び第2 （現行のとおり）	第1及び第2 （略）
第3 （現行のとおり）	第3 （略）
(1)から(3)まで （現行のとおり）	(1)から(3)まで （略）
(4) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員である者及び <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員である者をいう。</u>	(4) <u>再任用職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員である者をいう。
(5) <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。	(5) <u>再任用教育管理職員</u> 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。
(6) <u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員</u> 規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。	(6) <u>再任用教育監督職等職員</u> 規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。
(7) <u>定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u> 規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。	(7) <u>再任用教育一般職員</u> 規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。
(8)から(11)まで （現行のとおり）	(8)から(11)まで （略）
（教育5級等職員の成績率の内容）	（教育5級等職員の成績率の内容）
第4 （現行のとおり）	第4 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
(1) 最上位 （現行のとおり）	(1) 最上位 （略）
(2) 上 位 （現行のとおり）	(2) 上 位 （略）
(3) 中 位 10000分の <u>11985</u>	(3) 中 位 10000分の <u>12455</u>
(4) 下 位 10000分の <u>11347.5</u>	(4) 下 位 10000分の <u>11792.5</u>

(5) 最下位 (現行のとおり) (教育監督職等職員の成績率の内容) 第5 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>10212.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>9567.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>10750</u> (教育一般職員の成績率の内容) 第6 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>10320</u> (3) 下 位 10000分の<u>9675</u> (4) 対象外 10000分の<u>10750</u> (<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の内容) 第7 規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>5875</u> (3) 下 位 10000分の<u>5562.5</u> (<u>定年前再任用育監督職等職員及び暫定再任用育監督職等職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(以下単に「<u>定年前再任用育監督職等職員及び暫定再任用育監督職等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>4987.5</u>	(5) 最下位 (略) (教育監督職等職員の成績率の内容) 第5 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>10012.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>11250</u> (教育一般職員の成績率の内容) 第6 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>10800</u> (3) 下 位 10000分の<u>10125</u> (4) 対象外 10000分の<u>11250</u> (<u>再任用教育管理職員</u>の成績率の内容) 第7 規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「<u>再任用教育管理職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>6110</u> (3) 下 位 10000分の<u>5785</u> (<u>再任用教育監督職等職員</u>の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(以下単に「<u>再任用教育監督職等職員</u>の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>5225</u>
--	--

(3) 下 位 10000分の<u>4672.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> (<u>定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容</u>再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（以下単に「<u>定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>5040</u> (3) 下 位 10000分の<u>4725</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> 第10から12まで (現行のとおり) (<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階の決定</u>) 第13 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階は、業績評定の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。</u> なお、区市町村立学校の<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。</u> <table border="1" data-bbox="185 1002 1068 1355"> <tr> <th><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階</u></th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u></td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u></td></tr> </table> 2 前項の規定により決定された<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階は、当該業績評定の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。</u>	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階</u>	基 準	上 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>	(3) 下 位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> (<u>再任用教育一般職員</u>の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（以下単に「<u>再任用教育一般職員</u>の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>5280</u> (3) 下 位 10000分の<u>4950</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第10から12まで (略) (<u>再任用教育管理職員の成績率の段階の決定</u>) 第13 <u>再任用教育管理職員の成績率の段階は、業績評定の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。</u> なお、区市町村立学校の<u>再任用教育管理職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。</u> <table border="1" data-bbox="1153 1002 2036 1315"> <tr> <th><u>再任用教育管理職員の成績率の段階</u></th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td><u>再任用教育管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u></td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td><u>再任用教育管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u></td></tr> </table> 2 前項の規定により決定された<u>再任用教育管理職員の成績率の段階は、当該業績評定の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。</u>	<u>再任用教育管理職員の成績率の段階</u>	基 準	上 位	<u>再任用教育管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	<u>再任用教育管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>
<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の段階</u>	基 準																
上 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>																
中 位	上位及び下位以外の者																
下 位	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>																
<u>再任用教育管理職員の成績率の段階</u>	基 準																
上 位	<u>再任用教育管理職員のうち、教育長が定める30%程度の者</u>																
中 位	上位及び下位以外の者																
下 位	<u>再任用教育管理職員のうち、教育長が下位と認める者</u>																

(定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第14 定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、業績評価の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。

なお、区市町村立学校の定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。

<u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評価及び最終評価の総合評価がいずれも最下位の者
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

2 前項の規定により決定された定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

(定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の段階の決定)

第15 定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の段階は、業績評価の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。

なお、区市町村立学校の定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。

(再任用教育監督職等職員の成績率の段階の決定)

第14 再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、業績評価の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。

なお、区市町村立学校の再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。

<u>再任用教育監督職等職員</u> の成績率の段階	基 準
上 位	再任用教育監督職等職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第1次評価及び最終評価の総合評価がいずれも最下位の者
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

2 前項の規定により決定された再任用教育監督職等職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

(再任用教育一般職員の成績率の段階の決定)

第15 再任用教育一般職員の成績率の段階は、業績評価の評価結果に基づき、次の表のとおりとする。

なお、区市町村立学校の再任用教育一般職員の成績率の段階は、区市町村教育委員会の内申を受けて教育委員会が決定する。

定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の段階	基 準	再任用教育一般職員の成績率の段階	基 準
上 位	定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める４０％程度の者	上 位	再任用教育一般職員（対象外に該当する者を除く。）のうち、教育長が定める４０％程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者	中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	業績評価の第１次評価及び最終評価の総合評価がいずれも最下位の者	下 位	業績評価の第１次評価及び最終評価の総合評価がいずれも最下位の者
対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者	対象外	育児休業を理由に業績評価による評価がなされない者

２ 前項の規定により決定された定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の６月及び１２月に支給する勤勉手当について適用する。 （業績評定又は職務記録による評定がなされない者等の取扱い） 第１６ （現行のとおり）	２ 前項の規定により決定された再任用教育一般職員の成績率の段階は、当該業績評価の実施された年度の翌年度の６月及び１２月に支給する勤勉手当について適用する。 （職務記録による評定がなされない者等の取扱い） 第１６ （略）
２ 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 （１） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でなかった者で、業績評定の基準日の翌日以降に採用されたもの（派遣法第１０条第１項の規定により採用された者で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として業績評定による評定がなされたもの及び定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として地方公務員法第２３条の２第２項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価（東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。）による評定がなされたものを除く。） 中位 （２） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として地方公務員法第２３条の２第２項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価（東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。）による評定がなされた者 当該評定により決定	２ 再任用教育管理職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 （１） 再任用職員でなかった者で、業績評定の基準日の翌日以降に採用されたもの（派遣法第１０条第１項の規定により採用された者で、再任用職員として業績評定による評定がなされたもの及び再任用職員として地方公務員法第２３条の２第２項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価（東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。）による評定がなされたものを除く。） 中位 （２） 再任用職員として地方公務員法第２３条の２第２項の規定に基づき区市町村教育委員会が定める人事評価（東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則の適用を受ける職員の例により実施するものに限る。）による評定がなされた者 当該評定により決定

(3) (現行のとおり) (4) 前各号に定めるほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者で、業績評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者で、業績評価の基準日の翌日以降に<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>として採用されたもの イ 上記以外のもの (5) (現行のとおり) (業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第17 (現行のとおり) 2 <u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員並びに定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業績評価による評価がなされない者 ア (現行のとおり) イ アに定めるもののうち、業績評価の基準日において教育監督職等職員であつて、採用前の個別評定書等評価が最上位であり、<u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員又は定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>として採用された者 ウ (現行のとおり) (2) 前号に定めるほか、業績評価の基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者で業績評価の基準日の翌日以降に<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として採用されたもの ア 業績評価の基準日において教育5級等職員であつた者で、<u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員又は定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>として採用されたもの イ 業績評価の基準日において教育監督等職員であつて、採用前の業績評価による評価により最上位に決定された者で、<u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員又は定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>として採用されたもの ウ (現行のとおり) (3) 一号に定めるほか、業績評価の基準日において<u>定年前再任用短時間勤務職員及</u>	(3) (略) (4) 前各号に定めるほか、<u>再任用職員</u>であつた者で、業績評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたもの ア <u>再任用教育管理職員</u>でなかった者で、業績評価の基準日の翌日以降に<u>再任用教育管理職員</u>として採用されたもの イ 上記以外のもの (5) (略) (業績評価による評価がなされない者等の取扱い) 第17 (略) 2 <u>再任用教育監督職等職員及び再任用教育一般職員</u>のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業績評価による評価がなされない者 ア (略) イ アに定めるもののうち、業績評価の基準日において教育監督職等職員であつて、採用前の個別評定書等評価が最上位であり、<u>再任用教育監督職等職員又は再任用教育一般職員</u>として採用された者 ウ (略) (2) 前号に定めるほか、業績評価の基準日において<u>再任用職員</u>でなかった者で業績評価の基準日の翌日以降に<u>再任用職員</u>として採用されたもの ア 業績評価の基準日において教育5級等職員であつた者で、<u>再任用教育監督職等職員又は再任用教育一般職員</u>として採用されたもの イ 業績評価の基準日において教育監督職員であつて、採用前の業績評価による評価により最上位に決定された者で、<u>再任用教育監督職員又は再任用教育一般職員</u>として採用されたもの ウ (略) (3) 一号に定めるほか、業績評価の基準日において<u>再任用職員</u>であつた者で、業績
--	---

ひ<u>暫定再任用職員</u>であった者で、業績評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として採用されたもの ア 業績評価の基準日において<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>であった者で、<u>定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員又は定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>として採用されたもの イ 上記以外のもの (4) (現行のとおり) 業績評価による評価により決定 中位 (成績率の段階の本人告知) 第18 第1次評価者は、教育監督職等職員、教育一般職員、<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員、定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員並びに定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員</u>の成績率が、最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率を告知しなければならない。 第19及び第20 (現行のとおり) 附 則 1 この要綱は、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。 2 令和5年度に支給する勤勉手当に限り、旧地方公務員法再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年東京都教育委員会規則第44号）附則第2項に規定する採用された職員とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。	評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き<u>再任用職員</u>として採用されたもの ア 業績評価の基準日において<u>再任用教育管理職員</u>であった者で、<u>再任用教育監督職員又は再任用教育一般職員</u>として採用されたもの イ 上記以外のもの (4) (略) 業績評価による評価により決定 中位 (成績率の段階の本人告知) 第18 第1次評価者は、教育監督職等職員、教育一般職員、<u>再任用教育管理職員、再任用教育監督職等職員及び再任用教育一般職員</u>の成績率が、最上位、上位又は下位となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率を告知しなければならない。 第19及び第20 (略)
---	---

【別紙 2】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改 正 案	現 行
勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第 1 及び第 2 （現行のとおり） （用語の定義） 第 3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) から (7) まで （現行のとおり） (8) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員である者及び暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。）された職員である者をいう。 (9) <u>暫定再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員である者をいう。 (10) <u>暫定再任用係長職</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。 (11) <u>暫定再任用係長職警部補</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 (12) <u>定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員である者をいう。 (13) 及び (14) （現行のとおり） （成績率の段階の決定及び割合） 第 4 成績率は、人事評価規程第 9 条の規定に基づき作成した人事評価表の評価結果（以下「評価結果」という。）に対応して決定するものとする。 2 成績率の段階は、次の各号に定めるところとする。 (1) から (5) まで （現行のとおり） (6) <u>暫定再任用管理職員</u>にあっては、別表第 6 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (7) <u>暫定再任用係長職</u>にあっては、別表第 7 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (8) <u>暫定再任用係長職警部補</u>にあっては、別表第 8 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (9) <u>定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等</u>にあっては、別表	勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第 1 及び第 2 （略） （用語の定義） 第 3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) から (7) まで （略） (8) <u>再任用職員</u> 地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員である者をいう。 (9) <u>再任用管理職員</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 7 号に掲げる職員である者をいう。 (10) <u>再任用係長職</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。 (11) <u>再任用係長職警部補</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 8 号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 (12) <u>再任用副主査職等</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第 9 号に掲げる職員である者をいう。 (13) 及び (14) （略） （成績率の段階の決定及び割合） 第 4 成績率は、人事評価規程第 9 条の規定に基づき作成した人事評価表の評価結果（以下「評価結果」という。）に対応して決定するものとする。 2 成績率の段階は、次の各号に定めるところとする。 (1) から (5) まで （略） (6) <u>再任用管理職員</u>にあっては、別表第 6 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (7) <u>再任用係長職</u>にあっては、別表第 7 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (8) <u>再任用係長職警部補</u>にあっては、別表第 8 のとおり、上位、中位及び下位の 3 段階とする。 (9) <u>再任用副主査職等</u>にあっては、別表第 9 のとおり、上位、中位及び下

第9のとおりに、上位、中位及び下位の3段階とする。
3及び4（現行のとおりに）

（人事評価がなされない者等の成績率の取扱い）

第5 第3(1)、第3(2)、第3(3)、第3(4)、第3(5)、第3(6)及び第3(7)の各号に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) から(5)まで（現行のとおりに）

2 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でなかった者で、人事評価の基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として人事評価がなされたものを除く。）

ア 理事官職、管理官職又は係長職であった者で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として採用された者 中位

イ 係長職警部補又は副主査職等であって、採用前の評価結果により最上位に決定された者で、暫定再任用係長職警部補又は定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等として採用された者 上位

ウ（現行のとおりに）

(2)（現行のとおりに）

(3) 前号に定めるほか、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員であった者で、人事評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に引き続き採用され、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者

ア 暫定再任用管理職員若しくは暫定再任用係長職であった者で、暫定再任用係長職警部補若しくは定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等として採用された者又は暫定再任用係長職警部補若しくは定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等であった者で、暫定再任用管理職員若しくは暫定再任用係長職として採用された者 中位

イ（現行のとおりに）

(4)（現行のとおりに）

第6から第8まで（現行のとおりに）

附 則

1 この要綱は、令和5年6月に支給する勤勉手当から適用する。

2 令和5年度に支給する勤勉手当に限り、旧地方公務員法再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第2

位の3段階とする。

3及び4（略）

（人事評価がなされない者等の成績率の取扱い）

第5 第3(1)、第3(2)、第3(3)、第3(4)、第3(5)、第3(6)及び第3(7)の各号に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) から(5)まで（略）

2 再任用職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価がなされたものを除く。）

ア 理事官職、管理官職又は係長職であった者で、再任用職員として採用された者 中位

イ 係長職警部補又は副主査職等であって、採用前の評価結果により最上位に決定された者で、再任用係長職警部補又は再任用副主査職等として採用された者 上位

ウ（略）

(2)（略）

(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に引き続き採用され、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者

ア 再任用管理職員若しくは再任用係長職であった者で、再任用係長職警部補若しくは再任用副主査職等として採用された者又は再任用係長職警部補若しくは再任用副主査職等であった者で、再任用管理職員若しくは再任用係長職として採用された者 中位

イ（略）

(4)（略）

第6から第8まで（略）

8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。) は、職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年東京都規則第 1 3 3 号）附則第 2 項に規定する採用された職員とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。

改 正 案

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 2 7 8 7 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 2 5 1 2 . 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 0 3 7 . 5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 9 8 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 3 0</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>9 4 3 5</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 2 1 2 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 1 0 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>9 5 6 7 . 5</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 3 2 5 2 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 2 9 6 7 . 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 4 0 2 . 5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 2 4 5 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 2 1 9 0</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>9 8 0 5</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	(1 0 % 以 内) ^A	支給の都度定める。
上 位	(3 0 % 以 内 - 「A」) ^B	支給の都度定める。
中 位	(9 5 % 以 内 - 「A・B」) ^C	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 6 8 7 . 5</u>
下 位	D	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 5 7 5</u>
最 下 位	E	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 0 1 2 . 5</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10212.5
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9567.5
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10320
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9675
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫 定 再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5875
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5562.5
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10687.5
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の10012.5
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支給の都度定める。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10800
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の10125
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の6110
下 位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5785
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第7

暫定再任用係長職の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の4987.5
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4672.5
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫定再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の4987.5
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4672.5
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5040
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4725
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5225
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4895
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5225
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4895
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40％程度の者	支給の都度定める。
中 位	上位及び下位以外の者	10000分の5280
下 位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4950
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙 2

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改 正 案	現 行
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第1及び第2 （現行のとおり）	第1及び第2 （略）
第3 用語の定義 この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)から(4)まで （現行のとおり） <u>(5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員である者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である者をいう。</u> <u>(6) 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員とは、規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員である者をいう。</u> <u>(7) 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員とは、規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員である者。</u> <u>(8) 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員である者をいう。</u> (9) （現行のとおり）	第3 用語の定義 この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)から(4)まで （略） <u>(5) 再任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である者をいう。</u> <u>(6) 再任用管理職員とは、規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員である者をいう。</u> <u>(7) 再任用係長等職員とは、規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員である者をいう。</u> <u>(8) 再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員である者をいう。</u> (9) （略）
第4 部長級職員の成績率の内容 1 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 最上位 （現行のとおり）	第4 部長級職員の成績率の内容 1 （略） 2 （略） (1) 最上位 （略）

(2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>12787.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>12100</u> (5) (現行のとおり) 第5 課長級職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>11985</u> (4) 下 位 10000分の<u>11347.5</u> (5) (現行のとおり) 第6 係長等職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>10212.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>9890</u> (5) 最下位 10000分の<u>9567.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>10750</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>10320</u>	(2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>13252.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>12540</u> (5) (略) 第5 課長級職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>12455</u> (4) 下 位 10000分の<u>11792.5</u> (5) (略) 第6 係長等職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>10687.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>10350</u> (5) 最下位 10000分の<u>10012.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>10800</u>
---	--

(4) 下 位 10000分の<u>9997.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>9675</u> (6) 対象外 10000分の<u>10750</u> 第8 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容</u> 1 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率（以下「<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり） (2) 中 位 10000分の<u>5875</u> (3) 下 位 10000分の<u>5562.5</u> 第9 <u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容</u> 1 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率（以下「<u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり） (2) 中 位 10000分の<u>4987.5</u> (3) 下 位 10000分の<u>4672.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> 第10 <u>定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容</u> 1 規則第3条の4第1項第9号に規定する成績率（以下「<u>定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり）	(4) 下 位 10000分の<u>10462.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>10125</u> (6) 対象外 10000分の<u>11250</u> 第8 <u>再任用管理職員</u>の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率（以下「<u>再任用管理職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略） (2) 中 位 10000分の<u>6110</u> (3) 下 位 10000分の<u>5785</u> 第9 <u>再任用係長等職員</u>の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率（以下「<u>再任用係長等職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略） (2) 中 位 10000分の<u>5225</u> (3) 下 位 10000分の<u>4895</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第10 <u>再任用主任級以下職員</u>の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第9号に規定する成績率（以下「<u>再任用主任級以下職員の成績率</u>」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略）
--	--

(2) 中 位 10000分の<u>5040</u> (3) 下 位 10000分の<u>4725</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u> 第11から第14まで (現行のとおり) 第15 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階の決定 1 <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th><u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者</td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td>人事評価の評定結果が下位及び最下位の者</td></tr> </table> 2 前1の規定により決定された<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 第16 <u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員</u>の成績率の段階の決定 1 <u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員</u>の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th><u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者</td></tr> </table>	<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者	<u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者	(2) 中 位 10000分の<u>5280</u> (3) 下 位 10000分の<u>4950</u> (4) 対象外 10000分の<u>5500</u> 第11から第14まで (略) 第15 <u>再任用管理職員</u>の成績率の段階の決定 1 <u>再任用管理職員</u>の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th><u>再任用管理職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者</td></tr> <tr> <td>中 位</td><td>上位及び下位以外の者</td></tr> <tr> <td>下 位</td><td>人事評価の評定結果が下位及び最下位の者</td></tr> </table> 2 前1の規定により決定された<u>再任用管理職員</u>の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。 第16 <u>再任用係長等職員</u>の成績率の段階の決定 1 <u>再任用係長等職員</u>の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th><u>再任用係長等職員</u>の成績率の段階</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>上 位</td><td>成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者</td></tr> </table>	<u>再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者	中 位	上位及び下位以外の者	下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者	<u>再任用係長等職員</u> の成績率の段階	基 準	上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準																								
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者																								
中 位	上位及び下位以外の者																								
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者																								
<u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員</u> の成績率の段階	基 準																								
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者																								
<u>再任用管理職員</u> の成績率の段階	基 準																								
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める30%程度の者																								
中 位	上位及び下位以外の者																								
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者																								
<u>再任用係長等職員</u> の成績率の段階	基 準																								
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者																								

中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者

2 前1の規定により決定された定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

第17 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の段階</u>	基 準
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者

2 前1の規定により決定された定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

第18から第20まで (現行のとおり)

第21 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員のうち、人事評価

中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者

2 前1の規定により決定された再任用係長等職員の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

第17 再任用主任級以下職員の成績率の段階の決定

1 再任用主任級以下職員の成績率の段階は、人事評価の評定結果に基づき、次の表のとおりとする。

<u>再任用主任級以下職員の成績率の段階</u>	基 準
上 位	成績率対象者である職員のうち、人事部長が定める40%程度の者
中 位	上位、下位及び対象外以外の者
下 位	人事評価の評定結果が下位及び最下位の者
対象外	育児休業を理由に人事評価による評定がなされない者

2 前1の規定により決定された再任用主任級以下職員の成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

第18から第20まで (略)

第21 再任用管理職員のうち、人事評価による評定がなされない者等の

による評価がなされない者等の取扱い <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に採用されたもの（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として人事評価による評価がなされたものを除く。） 中位 (2) （現行のとおり） (3) (2)に定めるほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたものについては、次のとおりとする。 ア <u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に<u>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ （現行のとおり） (4) （現行のとおり） 第22 <u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員及び定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員</u>のうち、人事評価による評価がなされない者等の取扱い <u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員及び定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員</u>のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>として人事評価による評価がなされたもの	取扱い <u>再任用管理職員</u>のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。 (1) <u>再任用職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に採用されたもの（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>再任用職員</u>として人事評価による評価がなされたものを除く。） 中位 (2) （略） (3) (2)に定めるほか、<u>再任用職員</u>であった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に上位又は下位の職に採用されたものについては、次のとおりとする。 ア <u>再任用管理職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に<u>再任用管理職員</u>として採用されたもの 中位 イ （略） (4) （略） 第22 <u>再任用係長等職員及び再任用主任級以下職員</u>のうち、人事評価による評価がなされない者等の取扱い <u>再任用係長等職員及び再任用主任級以下職員</u>のうち、次に掲げる者の成績率の段階については、次のとおりとする。 (1) <u>再任用職員</u>でなかった者で、人事評価の評価基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、<u>再任用職員</u>として人事評価による評価がなされたものを除く。）
--	---

を除く。) ア及びイ （現行のとおり） (2)及び(3) （現行のとおり） (4) (3)に定めるほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員</u>であった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの 採用前の評定により決定 (5) （現行のとおり） 第 2 3 成績率の段階の本人告知 所属長は、係長等職員、主任級以下職員、<u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員及び定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員</u>の成績率の段階が最上位、上位、下位又は最下位（<u>定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員及び定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員</u>にあつては、上位又は下位）となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 第 2 4 及び第 2 5 （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 5 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	ア及びイ （略） (2)及び(3) （略） (4) (3)に定めるほか、<u>再任用職員</u>であった者で、人事評価の評定基準日の翌日以降に上位又は下位の職に引き続き採用されたもの 採用前の評定により決定 (5) （略） 第 2 3 成績率の段階の本人告知 所属長は、係長等職員、主任級以下職員、<u>再任用係長等職員及び再任用主任級以下職員</u>の成績率の段階が最上位、上位、下位又は最下位（<u>再任用係長等職員及び再任用主任級以下職員</u>にあつては、上位又は下位）となる職員に対し、勤勉手当の支給日までに、成績率の段階を告知しなければならない。 第 2 4 及び第 2 5 （略）
---	--

規 則 等 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（2 頁）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（8 頁）

現
行

第一条から第四条まで
別表第一（第二条関係）
(略)

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	総務課長 子供政策連携室子供政策連携推進部 企画課長 総務局人事部人事課長 総務局人事部調査課長 総務局行政部政課長 総務局行政部市町村課長 財務局主計部財政課長	(略)
	課長（総務課長及び子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長並びに総務局人事部人事課長、総務局人事部調査課長、総務局行政部政課長、総務局行政部市町村課長及び財務局主計部財政課長を除く。） 担当課長（職層名専門副参事の職（総務局総務部政策法務担当課長、訟務担当課長、審理担当課長及び法務担当課長並びに福祉保健局医療政	(略)

本庁行政機関及び地方行政機関	務担当課長並びに保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長を除く。）に限る。）				担当課長（職層名副参事の職及び職層名専門副参事の職（総務局総務部政策法務担当課長、訟務担当課長及び審理担当課長並びに保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長に限る。）に限る。）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分一の職 総合精神保健福祉センターの所長 監察医務院の院長及び副院長 健康安全研究センターの所長				（現行のとおり）		（現行のとおり）
本庁行政機関及び地方行政機関	担当部長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）				（現行のとおり）		（現行のとおり）
本庁行政機関及び地方行政機関	策部看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長を除く。）に限る。）				担当課長（職層名副参事の職及び職層名専門副参事の職（総務局総務部政策法務担当課長、訟務担当課長及び審理担当課長並びに福祉保健局医療政策部看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長に限る。）に限る。）		（略）
	（略）				（略）		（略）
	（略）				（略）		（略）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分一の職 監察医務院の院長及び副院長 総合精神保健福祉センター及び健康安全研究センターの所長				（略）		（略）
本庁行政機関及び地方行政機関	担当部長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。）				（略）		（略）
	（略）				（略）		（略）
	（略）				（略）		（略）
	（略）				（略）		（略）

心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 保健所の所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、医療審査医長及び地域援助医長 監察医長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長	（略）	（略）	（略）
住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長	（略）	（略）	（略）

(現行のとおり)	(現行のとおり)
課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長並びに児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長、保健所の保健対策課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長並びに保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。） 副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。）	(現行のとおり)
(略)	(略)
課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長並びに保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長並びに保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。） 副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。）	(略)

	東京都収用 委員会事務 局
副園長（職層名参事の職を除く。） 副場長（職層名参事の職を除く。） 北療育医療センター及び府中療育セ ンターの科長 北療育医療センター城南分園及び城 北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育セ ンターの事務次長 府中療育センターの地域療育支援担 当科長 総合精神保健福祉センターの事務長 監察医務院の科長 監察医務院の事務長 看護専門学校の副校長 皮革技術センターの所長（職層名専 門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長 及び事業所長（三宅事業所長を除 く。） 中央・城北職業能力開発センターの 再就職促進訓練室長	（現行のとおり） 条例別表第一イ行政職給料表（イ）の職 務の級が五級であつて、条例別表第 六の二イの部五級の項に規定する基 準となる職務の職又はこれに相当す る職（初任給等規則別表第八イの項 に定めがある職を除く。）
（現行のとおり）	区分五（知事が別に 定めるものについて は区分十一）
	東京都収用 委員会事務 局
（略） 副園長（職層名参事の職を除く。） 副場長（職層名参事の職を除く。） 監察医務院、北療育医療センター及 び府中療育センターの科長 府中療育センターの地域療育支援担 当科長 監察医務院及び総合精神保健福祉セ ンターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城 北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育セ ンターの事務次長 皮革技術センターの所長（職層名専 門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長 及び事業所長（三宅事業所長を除 く。） 中央・城北職業能力開発センターの 再就職促進訓練室長	（新設）
（略）	（新設）

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)	東京都労働委員会事務局	総務課長	区分六
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都職員 共済組合及び 地方公務員 災害補償 基金 東京都 支部	東京都労働委員会事務局	条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)	区分五(知事が別に定めるものについては区分十一)
		総務課長	区分六
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
別表第二及び別表第三 (略)	東京都労働委員会事務局	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
東京都職員 共済組合及び 地方公務員 災害補償 基金 東京都 支部	東京都労働委員会事務局	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

改正案

第一条から第五条まで
別表（第二条関係）
（現行のとおり）

手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要
1	捜査等業務手当	(1)ア（現行のとおり） イ 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、生活安全総務課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪対策課、警視庁交通機動隊、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（管理職員を除く。） ウからオまで（現行のとおり） (2)から(5)まで（現行のとおり）	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり)	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり)

新旧対照表（抄）

現行

第一条から第五条まで
別表（第二条関係）
（略）

手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要
1	捜査等業務手当	(1)ア（略） イ 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、生活安全総務課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪対策課、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（管理職員を除く。） ウからオまで（略） (2)から(5)まで（略）	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)

		で 24 2 ま から	
		と おり	(現 行の の
			おり (現 行の と おり)
		り)	り (現 行の と お
		り)	り (現 行の と お
		で 24 2 ま から	
			(略)
			(略)
			(略)
			(略)